

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 神奈川支部ニュース

( 第 24 号 )

2006年3月1日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会  
神奈川支部

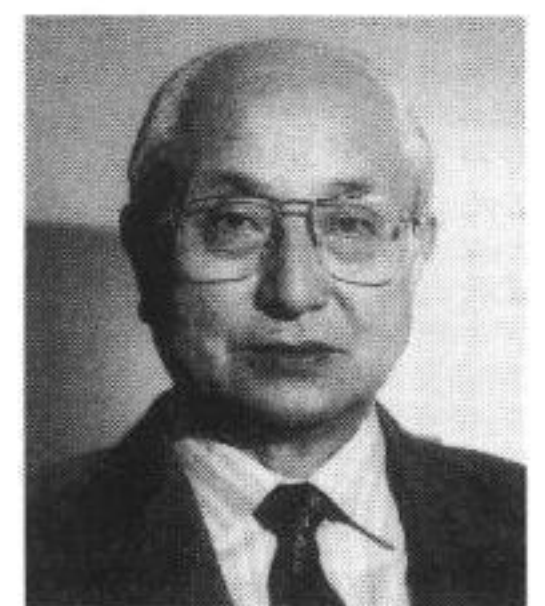
〒231- 横浜市中区寿町1-4  
0026 かながわ労働プラザ7F  
TEL 045-633-3618  
e-mail : conkanashibu@ybb.ne.jp

広報委員会

印刷所：山京印刷所 045-261-9930



## 2006年 新年



支部長 石渡弘一

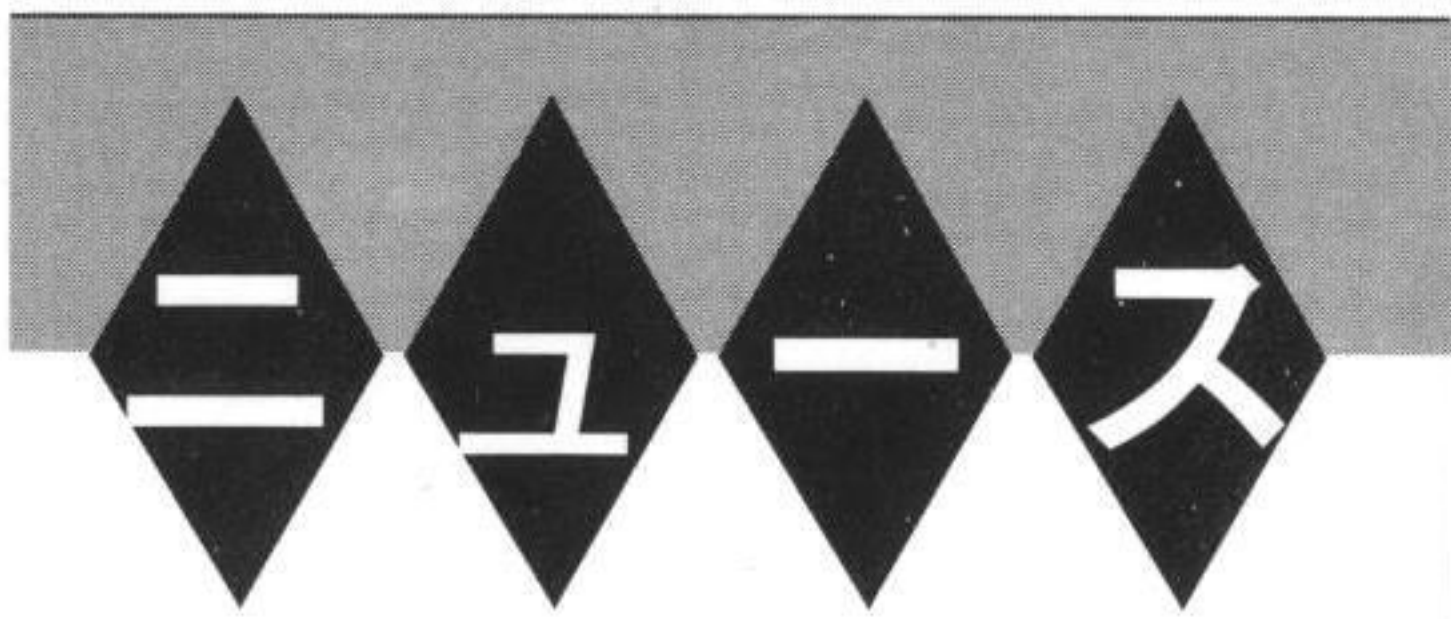
新年明けましておめでとうござ  
います。

厳しい寒さが続いております  
が、会員の先生方には、ご健勝  
にて新年を迎えられたことと思  
います。初夢は如何でしたか？  
さて、昨年の衆議院議員選挙は  
小さな政府と改革を掲げた、小  
泉自民党圧勝となりました。そ  
れでは、われわれの仕事の環境  
はどうなるのでしょうか。郵政  
民営化に始まり、規制緩和・官  
から民への流れは、例外なくあ  
らゆる業界に及ぼうとしており  
ます。例えば特別安全衛生診断  
事業など行政からの仕事の流れ  
が、今後増えるとは考えられま  
せん。一方、今話題の「耐震強  
度偽装問題」にみられるように、  
民に移行すると倫理面も含めた  
事故責任が強く求められます。  
さらには、第三者による業務評  
価を求められる傾向が窺えま  
す。今、当面の行動は、仕事の  
領域を拡大する為の広報の仕方  
の工夫やユーザーのアウトカム  
を求める姿勢が必要ではないで

しょうか。その為には、会員各  
位の知恵と協力が欠かせませ  
ん。支部長として、勿論頑張り  
ますが、あたたかいご指導とご  
鞭撻の程よろしくお願いいたし  
ます。







# 衛生コンサルタント会

平成17年度後期事業部研修会は、1月28日(土)にかながわ労働プラザで開催された。その中から今回は、『人間の機能から安全を考える』との講演(石渡先生)を取りあげます。

本研修会は、医学的立場から考えた安全対策である。まず始めにパワーポイントで①事故防止は可能か②ヒューマンファクターとは③米国空軍の事故対策5M④人間の意識レベル⑤平成16年度の神奈川県災害分析の順に説明された。

その中で③では単にマン(人間)やマシン(機械)だ

けでなく事故はマネジメント(管理)メディア(労働環境)ミッション(任務)など総合的な対策が必要であると米空軍は認識しているそうです。

また④では大脳の状態が活発で適度な緊張感と注意力が発揮され予測と分析機能が発揮されるフェイズ3の状態をいかに持続できるかが問題であり、その分析方法として、BGMを流したり、午後2時半

## 平成17年度事業部研修会の中から『人間の機能から安全を考える』

すぎに清掃タイムなどをとりインターバルを置く必要性を強調された。

レジメに入り、産業構造の変化やリストラなどにより職場を取りまく状況は厳しいものがあり、高齢労働者には、低下した人間の五感を念頭にいた安全対策を考えなければならぬ。働く人の運動機能の実態の中で①握力②上体おこし③閉眼片足立ち④最大酸素摂取量⑤BMI指数の中で特に⑤は男女とも50歳を過ぎると同じくらいになるが、最も重要な事は③の平衡機能の

低下で2m前後の低い所からの転落・転倒事故が多いのも、気の緩みだけの原因ではない様です。

また人間の刺激を受けてから脳に伝わる反射時間はどうか。

最低でも0.2秒以下にはならないといわれていますが、加齢とともに1秒以上になってしまつてとっさの判断で生命にも重大な影響をもたらします。

視力の特長も良く理解しておいた方が良いでしょう。視力が1.2の人はずべての視界が1.2と思いがちですが中心から10cmずれると視力は0.2ぐらいしか見えなくなるそうです。

特に人間の視野内の特性としては、良好な視野は座位では水平線から30度以下。立位では10度以内といわれています。VDT作業や、第1・2・3種といった有機溶剤のカラー標示

の位置にもその点を考慮していた方が良いでしょう。

人が外界からの情報を受けられる場合、80%が視覚であるといわれています。

加齢による視力の低下と必要照度を考えると高齢者では若者の2倍の明るさを必要とする様です。また照度や輝度といった考え方も必要で、その結果職場の標示の文字が大きくなくなったり、清掃が必要に

なつたりします。

運動系の限界と問題点から考えますと、関節可動域から『通常作業域』『最大作業域』といった事を理解し、肘を中心とした『通常作業域』で作業すれば、疲れずに正確に長時間作業が続けられます。

最後に質の良い睡眠をとる事が、災害や健康障害を起さない近道です。

人口問題から必要となり、多くなつてきた高齢労働者の為の作業負担基準をほんの少し考えてみませんか。

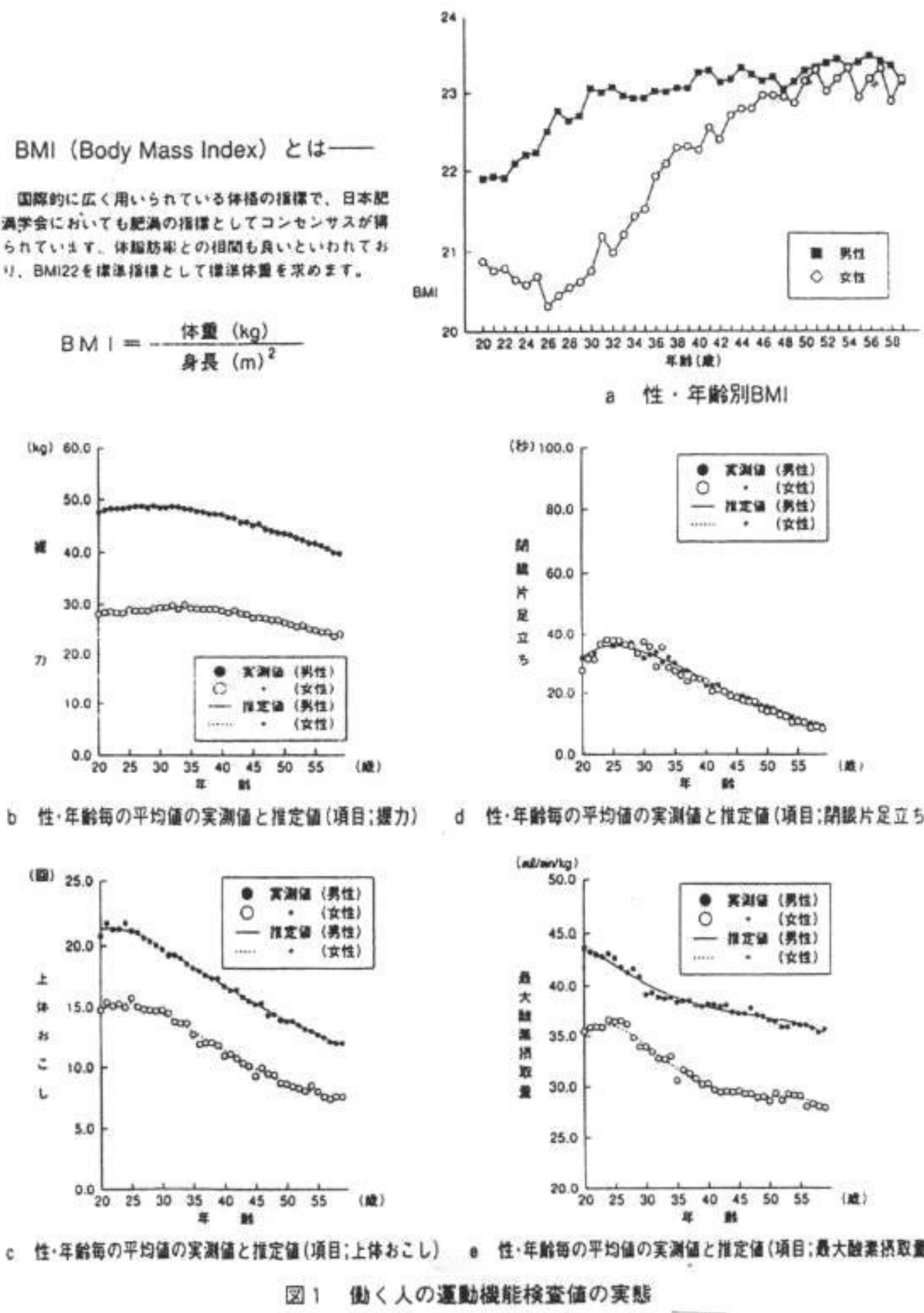


図1 働く人の運動機能検査値の実態





事務局通信

- ① 平成17年7月7日(木) 神奈川労働局 安全衛生表彰式 於 メルパルク横浜 麿嶋副支部長が出席
- ② 8月26日(金) 研修会(出席者22名) 於 かながわ労働プラザ テーマ1 労働災害防止特別安全衛生診断全項目集計結果の本省報告の概要
- ③ 9月7日(水) 労働災害防止特別安全衛生診断事業(B特) 打合会

- ④ 9月24日(土) 研修会(出席者26名) 於 かながわ労働プラザ テーマ1 食品製造業の安全診断(A特受託関連)
- ⑤ 10月8日(土) 新入部員研修会(出席者6名) 於 かながわ労働プラザ
- ⑥ 10月14日(金) 神奈川産業保健推進センター 平成17年度第一回運営評議会 支部長出席
- ⑦ 10月21日(金) 中国・四国ブロック会議(於 高知) 麿嶋副支部長が本部長代理として出席
- ⑧ 10月22日(土) 研修会(出席者26名) 於 かながわ労働プラザ テーマ1 産業廃棄物処理場の安全管理事例
- ⑨ 11月7日(月) 港湾防災評価委員会 麿嶋副支部長が出席
- ⑩ 11月19日(土)

- ⑪ 11月26日(土) 研修会(出席者33名) 於 かながわ労働プラザ テーマ1 機械の包括的安全基準に関する指針とリスクアセスメント
- ⑫ 12月4日(日) かながわ労働プラザ祭り 於 かながわ労働プラザ 支部無料相談コーナー開設
- ⑬ 1月28日(土) 研修会(出席者30名) 於 かながわ労働プラザ テーマ1 人間の機能から安全を考える
- ⑭ 2月25日(土) 研修会(出席者30名) 於 かながわ労働プラザ テーマ1 B特リスクアセスメント診断の実状と事例(事例発表)

- ⑮ 2月25日(土) AM 常任理事会・理事会 研修会
- ⑯ 2月25日(土) PM 研修会
- ⑰ 3月25日(土) 安全衛生特別診断事業(A特) 打合会
- ⑱ 4月15日(土) 常任理事会
- ⑲ 5月6日(土) 常任幹事会・幹事会

**平成17年度後期事業部研修会の開催について**

平成17年度の後期研修会を下記の通り開催します。  
 参加を希望する会員の方は、「参加」の欄に○印をつけ、「申込者指名」欄に記入の上、Eメール (conkanashibu@ybb.ne.jp)、FAX又は郵送で事務局へ申し込んでください。

6	2/25 (土)	①B特リスクアセスメント診断の実状と事例 (事例発表)	石原光雄	○
		②機械安全の実態と今後の方向	磯野信雄	

2 会場 かながわ労働プラザ (参加人数により7階共用C又は8階共用D会議室)  
 3 時間 ①のテーマ=13:30~15:00 ②のテーマ=15:00~16:30  
 4 CPD ①および②のテーマを研修し3CPDとする  
 5 会費 5,000円/回 (資料代500円を含む) ※但し、事業部員は3,500円/回とする。

- ① 11月5日(土) 常任理事会
- ② 6月25日(土) 常任幹事会
- ③ 11月5日(土) 常任幹事会
- ④ 平成18年1月14日(土) 常任幹事会・幹事会及び新年情報交換会
- ⑤ 11月5日(土) 常任幹事会
- ⑥ 6月25日(土) 常任幹事会
- ⑦ 平成18年度定期総会 於 ワークピア横浜
- ⑧ 5月20日(土) 理事会・事業部全体会議
- ⑨ 6月16日(金) 平成18年度定期総会 於 ワークピア横浜



**労働安全衛生法が一部改正され2006年4月から施行となります。**

**労働安全衛生コンサルタント会では、その改正内容に対応する事業者の自主的な安全衛生活動の促進に対してお手伝いをいたします。**

## 労働安全・衛生 コンサルタント

をご利用ください

### ●安全衛生マネジメントシステムの導入と活用促進

安全衛生管理対策の強化として安全衛生マネジメントシステムの導入及びその活用促進が求められ、事業場に適合した安全衛生活動のシステムづくりを如何に行いリスクの低減を図って行くかが重要な課題となっています。

### ●安全衛生活動の推進及び活性化

災害防止措置の一環として事業場が自主的に安全衛生活動を体系的かつ積極的に展開して行くことが求められ、労働者が主体性を持って積極的に参画できる安全衛生活動を推進して行く体制を整えることが、活性化の必須の条件となっています。

### ●安全衛生教育の充実

現在の厳しい社会情勢の中、企業における経営組織の形態が変化しつつあり、それに伴って安全衛生の活動形態を変革して行く対策が必要です。それに対応するため管理監督者及び労働者に対する安全衛生の再教育の実施が望まれています。

### ●作業環境の改善

健康障害の発生しない快適な職場環境は働く者すべてが望むところであり、それには事業場内に潜在する作業環境汚染に絡む有害要因の把握並びにそれに対する計画的な改善対策の実施が必要となります。

### ●THPとメンタルヘルス

雇用の流動化、就業形態の多様化等による労働者の精神的負担の増大、過重労働による健康障害を防止するための対策実施の方法が大きな問題となっています。

### ●特定業務、その他

上記以外に労働安全衛生に関連する法的な事項並びに事業場が実施する自主的な規制に関する対策等の実施が必要となっています。

◎ホームページを立ち上げました◎

<http://www.geocities.jp/conkanashibu/>